

## 第7章 環境保全のための措置の再検討



## 第7章 環境保全のための措置の再検討

### 7.1 環境保全措置の見直しに係る検討結果の概要

#### 7.1.1 大気汚染

粉じん等に関する苦情等はなかったため、見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.2 騒音

騒音に関する苦情等はなく、また工事中の騒音測定結果は 46～57dB(A) であり、予測値 (48.2～63.1dB(A)) を下回っていたことから見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.3 振動

振動に関する苦情等はなく、また工事中の振動測定結果は 28dB 以下であり、予測値 (35.0～49.1dB) を下回っていたことから見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.4 水質汚濁

水質汚濁に関する苦情等はなく、また工事中の水質 (SS) の測定結果は 9.3～92mg/L であり、予測値 (45.6～107.2mg/L) を下回っていたことから見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.5 土壌汚染

土壌汚染に関する苦情等はなく、また最終処分場施工区域内の休耕田における土壌中のダイオキシン類調査結果は 15～61pg-TEQ/g であり、環境基準値(1000pg-TEQ/g) 以下であったことから、見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.6 陸上植物

改変区域に生育していた重要な植物種は、移植を実施し、移植の翌年以降に移植先で生育したことが確認されており、見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.7 陸上動物

猛禽類及びミゾゴイの生育について、オオタカ及びミゾゴイの工事中にあっても繁殖成功事例を確認していることから、生息環境は保全されていると判断でき、見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.8 水生生物

オジロサナエの生息について、オジロサナエの幼虫 (ヤゴ) の移植を実施し、移植の翌年に生息個体を確認したことから、生息環境は保全されていると判断できることから、見直しの必要はないと考える。

#### 7.1.9 廃棄物・発生土

廃棄物及び発生土の処理・処分は適切に実施しており、見直しの必要はないと考える。